

令和5年度ユニコーン創出支援事業（シリコンバレー拠点の整備・運営）に係る
企画競争の実施及び提案書の募集について

令和6年2月16日
経済産業省
経済産業政策局
新規事業創造推進室

経済産業省（以下、「当省」とする）では、令和5年度ユニコーン創出支援事業（シリコンバレー拠点の整備・運営）を実施する事業者を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。
「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業目的・概要

世界で勝てるスタートアップを創出するためには、日本にグローバルなスタートアップ・エコシステムを構築することが重要です。本事業では、米国や世界のスタートアップ・エコシステムや人材とのネットワークの構築等を通じた日本の起業家やスタートアップの成長支援を目的として、世界で最も発達したスタートアップ・エコシステムの一つである米国・シリコンバレーにおいて、スタートアップ支援拠点の整備・運営を行います。

本拠点においては、起業家やスタートアップが活用可能なオフィス（個室）及びコワーキングスペースの提供や、現地のベンチャーキャピタルやアクセラレーター等を招いたピッチイベントの開催などを通じて、現地の産学官と連携しながら、起業家やスタートアップの海外での事業展開や資金獲得、人材育成等を支援します。

なお、中長期にわたって拠点を構えることが現地のエコシステムに浸透することに必要不可欠であることから、本事業の実施期間は今年度から令和9年度末までとします。

2. 具体的な事業内容

上記を踏まえ、以下について広く提案を募集します。事業内容の詳細については、採択決定後に当省と協議し決定することとします。

なお、本事業の実施と併せ、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）において、本拠点を利用するスタートアップへのビジネス面の支援や、本拠点のスペースを活用したイベントの運営・企画を行います。

- 現地で令和9年度末まで利用可能な物件を確保し、個室及びコワーキングスペースのほか、イベントスペース等の確保に向けた改修や備品の調達等を行う。
- 個室及びコワーキングスペースを利用するスタートアップを選定するため、公募、審査、選定結果の公表等を行う。

- 個室及びコワーキングスペースの利用者以外にも、ウォークインでスタートアップ等が利用可能とする。
- 個室及びコワーキングスペースを利用するスタートアップらで構成するオンライン・コミュニティを運営し、コミュニティ内での知識やノウハウの交換等を促す。
- 個室及びコワーキングスペースを利用するスタートアップに対し、現地での生活に関する支援を行う。
- 本拠点の活用促進を図るため、ウェブサイト等を用いた対外発信を行う。
- 事業の進捗について、当省及びJETROの担当者に対して定期的な報告を行う。

3. 事業実施期間

本公募の対象となる業務の契約期間は、契約締結日から令和10年3月31日(金)までとします。

4. 応募資格

本事業の申請者は、次の条件を満たす企業・団体等とします。

- (1) 日本に拠点を有していること。
- (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (5) 当省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (6) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に当省との契約を解除されている者ではないこと。
- (7) 採択者の決定後速やかに採択結果（(ア)採択事業者名、(イ)採択金額、(ウ)第三者委員会審査委員の属性、(エ)第三者委員会による審査結果の概要、(オ)全公募参加者の名称及び採点結果（原則、不採択となった公募参加者名とその採点結果の対応関係は分からない形で公表。ただし二者応募の際は大規模事業の透明性確保の重要性に鑑み、対応関係が推測されようとも公表。))を当省のWEBサイトで公表することに同意すること。
- (8) 説明会に参加又は担当者から説明を受けた者であること。
- (9) 政府からのEBPM(※)に関する協力要請に応じること。

(※) EBPM (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降、毎年の政府の経済財政運営と改革の基本方針 (骨太の方針) にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

※ なお、コンソーシアム形式による応募も認めますが、その場合には、幹事法人を決定し、幹事法人から当省に提案書を提出して下さい。但し、幹事法人が本事業のすべての業務を他の法人に再委託することはできません。

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 予算規模：1,000百万円

但し、支出期間は令和6年度から令和9年度までとし、各年度における予算規模は250百万円とします。

なお、本事業の執行に際して令和5年度中に発生した費用については、令和6年度分に発生した費用とまとめ、令和6年度末にまとめて委託費としてお支払いする形となります。

(4) 成果物の納入：

事業報告書の電子媒体1部を当省に納入する。

(※電子媒体を納入する際、当省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。)

(5) 委託金の支払時期：

原則として令和6年度から令和9年度までの各年度末の精算払いとなります。

但し、本事業に充てられる自己資金等の状況次第では事業終了前の支払い（概算払い）も可能ですので、希望する場合は個別に御相談ください。

(6) 支払額の確定方法：

令和6年度以降の各年度末において、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として確定検査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の整備が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日： 令和6年2月16日

募集締め切り日時： 令和6年3月8日12時00分必着

(2) 説明会の開催：

以下日時にて「Microsoft Teams」を用いて説明会を行いますので、「11.」に記載の問い合わせ先へ連絡先（会社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を記載の上、令和6年2月20日17時までに登録してください。

説明会日時：令和6年2月21日 9時30分～10時30分

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を「11.」に記載の問い合わせ先に電子メールにて提出してください。
 - ・申請書（様式1）
 - ・企画提案書（様式2）
 - ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）（※）
 - ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表（※）

（※）共同応募として参加する場合には構成員全員に係るものを含む
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査等以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、当初採択された申請者の提案内容に実質的な変更（契約金額の10%以上の増額等）がある場合には、改めて第三者委員会において審査することとなります。再度の第三者委員会での審査の結果、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は、「11.」に記載の問い合わせ先（メールアドレス）あてに電子メールにて提出してください。なお、資料に不備がある場合には審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、募集締め切り後に、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 申請者が「4. 応募資格」を満たしているか。
- ② 提案内容が、「1. 事業目的・概要」に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、本事業に関する情報に接することがないか。

- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。50%を超える場合は、相当な理由があるか（50%を超える場合は提案書の提出の際、「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し当省に提出すること）。

（3）採択結果の決定及び通知について

採択が決定された申請者については、当省のWEBサイトで公表するとともに、当該申請者に対してその旨を通知します。

また、採択決定後速やかに採択結果（①採択事業者名、②採択金額、③第三者委員会審査委員の属性、④第三者委員会の審査結果の概要、⑤全公募参加者の名称及び採点結果（原則、不採択となった公募参加者名とその採点結果の対応関係は分からない形で公表。ただし二者応募の際は大規模事業の透明性確保の重要性に鑑み、対応関係が推測されようとも公表。）について、当省WEBサイトで公表します。

8. 契約について

採択された申請者は、国との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5gaisan-d3_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、当省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

- （1）本事業において支払いの対象とする経費は、原則として事業の執行に直接的に必要な経費のみとします。詳細は「【別表】本事業において支払いの対象とする経費」を参照してください。

- (2) 本事業において、再委託・外注費を計上する業務がある場合は、「委託事業事務処理マニュアル」の「11. 再委託・外注費に関する経理処理」に記載する「入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理」を行うこととします。
- (3) 本事業における一般管理費は、8%又は「委託事業事務処理マニュアル」の「12. 一般管理費に関する経理処理」に記載の計算式によって算出された一般管理費率のいずれか方とします。
- (4) 提案書の提出の際には、「4. 予算規模」を参照の上、令和6年度から令和9年度までの各年度に必要な予算についてそれぞれ積算を作成してください。

10. その他

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。また、履行体制図記載の再委託先及びそれ以下の委託先に対しても、委託契約書に基づき、同様の現地調査等を実施することがあります。
また、事業期間中において、事業終了後における支払額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やか是正等を目的とする中間検査を原則実施します。
- (2) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について当省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については当省と調整を経て決定することとします。

- (3) 委託契約書の規定に基づき提出された履行体制図について、契約締結時及び事業終了後、当省のWEBサイトで公表します。不開示とする情報がある場合には、その範囲について当省との調整を経て決定することとします。
- (4) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【参考】調達等の在り方に関する検討会報告書

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_kentoukai.html

【主な改正点】

①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- 事業内容の実施手段・方法、スケジュール、実施体制等の検討
 - 報告書の作成
 - その他、執行管理業務と想定する業務 など
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
 - ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。
 - ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、当省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅱ（以下の事業類型Ⅰ～Ⅲ）に該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

- (5) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、落札者に対し、当省より必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先以降も含む）に対しても、必要に応じて現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるように措置を講じてください。調査の結果、不正行為が認められたときは、本事業に係る契約の取消を行うとともに、当省からの新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）

行わない等の措置を執るとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。具体的な措置要領については、以下の URL も参照してください。

【参考：補助金交付等停止及び契約に係る指名停止措置】

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- (6) 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和5年4月3日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めています。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札してください。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

- (7) 申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含まれます)については、当省における審査、管理、確定、精算、効果的な政策立案や、政策の効果検証といった特定の目的のためにのみ利用します。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。なお、応募書類は返却しません。

11. 問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室

担当： 岡本、高柳、臼井

連絡先： bz1-chou-tatsu★meti.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

お問い合わせは電子メールのみで受け付けます。お問い合わせの際、メールの件名を必ず「令和5年度ユニコーン創出支援事業(シリコンバレー拠点の整備・運営)」としてください。他の件名ではお問い合わせに回答できない場合があります。